

「沖縄県盛土等規制検討委員会」設置要綱

（目的）

第1条 盛土等（一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積）による災害から人命を守るため、危険な盛土等を包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が、令和5年5月に施行された。

盛土規制法の運用に当たり、沖縄県の地域特性などを踏まえた検討を行うため、盛土等規制検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号のとおりとする。

- （1）基礎調査、規制区域の指定、関係条例や規則の制定、審査・監視体制など、盛土規制法の運用に必要な事項の検討
- （2）その他盛土等による災害の防止に必要な事項等の検討

（構成）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）関係団体から推薦のあった者
- （3）その他知事が必要と認める者

2 委員会には、関係機関から参画する協力委員を置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、依頼を承諾した日から令和8年3月31日までとする。

2 委員は再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合、知事は後任の者を依頼することができる。この場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第5条 委員会の事務局を、土木建築部建築指導課に置く。

（委員会）

第6条 委員会は事務局が招集する。

2 委員会は、必要があると認めたときは、関係者を出席させ意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会は原則としてこれを公開する。ただし、その内容が、沖縄県情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、または、委員会を公開することにより、当該委員会の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(経費の支弁)

第9条 事務局は、委員会の委員に対し、委員会の出席に対して報償費及び交通費を支弁するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月5日から施行する
令和7年5月30日 要綱改定

(別表)

所 属				氏 名
琉球大学	工学部	工学科	教授	伊東 孝
琉球大学	工学部	工学科	教授	松原 仁
琉球大学	農学部	地域農業工学科	教授	中村 真也
琉球大学	農学部	地域農業工学科	教授	木村 匠